

わが国の民事法律扶助制度のあり方について —イギリスにおける民事司法支援制度等を踏まえて—

主席研究員 秋葉 勝敏

目 次

1. はじめに
2. イギリスにおける民事司法支援制度
 - (1) 民事司法支援制度の設立の経緯
 - (2) イギリスにおける民事司法支援制度の概要
 - (3) イギリスにおける民事司法支援の現状
3. わが国における民事法律扶助制度
 - (1) わが国の民事法律扶助制度の概要
 - (2) わが国の民事法律扶助の現状
4. イギリスの制度等を踏まえたわが国の民事法律扶助制度のあり方
 - (1) 民事司法支援（民事法律扶助）の種類
 - (2) メリット基準の中の「勝訴の見込み」について
 - (3) イギリスの制度で認められている「相対当事者の異議申立」について
5. 新たな動きとしての第三者訴訟費用支援制度の導入
 - (1) イギリスにおける第三者訴訟費用支援制度の概要
 - (2) 第三者訴訟費用支援が訴訟当事者に及ぼす影響
 - (3) 検討すべき課題
 - (4) わが国における本制度のあり方
6. おわりに

1. はじめに

2009年9月に消費者行政を一元化した消費者庁が発足し、消費者の権利確保および安全性確保に向けた取組が推進されている。一方、2002年3月に閣議決定された司法制度改革推進計画に基づき、消費者の権利確保の実効性を司法面で担保する司法制度改革の取組も並行して行われている。この司法制度改革の内容は多岐に亘るが、民事司法に関する消費者の権利確保の観点では、「裁判所へのアクセスの拡充」として、「民事法律扶助の拡充」、「裁判所利用者の費用負担軽減」、「裁判所の利便性の向上」および「被害救済の実効化」の4項目があげられる。本稿では、その4項目の中で訴訟費用の支援という点で、損害保険業界が取り扱っている自動車保険等に付帯される弁護士費用特約等¹と密接な関連性を有する「民事法律扶助の拡充」について取り上げることとした。

わが国では、民事法律扶助は独立行政法人である日本司法支援センター（法テラス）が担当している。民事法律扶助は、憲法で認められている裁判を受ける権利を実質的に保障する制度としてその重要性を増しており、制度の拡充も必要とされている。日本弁護士連合会は、司法制度改革審議会意見書10周年に当たって公表した会長談話²の中で、日本司法支援センターの発足や日弁連等の公設事務所設置により法律扶助は大きく拡充したとするも、民事司法の改革はまだその緒についたばかりであり、民事法律扶助制度の拡充等の諸課題が残されているとしている。

本稿では、まず、民事司法支援制度³が充実していると言われているイギリスの制度を概観し、わが国における民事法律扶助の現状およびイギリスの制度を踏まえ、わが国の民事法律扶助制度の今後のあり方を説明する。イギリスでは、民事司法支援制度に要するコスト増が問題となっており、支援要件等を厳格化するなどの対応を行い、限られた予算の中で真に支援が必要な者だけを対象とする施策を進めてきている。現在のイギリスの民事司法支援制度は、国民の権利確保と国のコスト抑制の2つの相反する課題に対するイギリスのこれまでの取組の成果であり、わが国の制度の参考になると思われる。

続いて、欧米における民事司法支援の新たな動向として、第三者訴訟費用支援（Third Party Funding）を取り上げる。条件付成功報酬制度⁴および訴訟費用保険は、国による民事司法支援の代替となる民間主体の民事司法支援の一種であるが、この第三者訴訟費用支援は、新たな形の民間による訴訟費用支援と位置づけられる。本制度は、欧米においてもまだ揺籃期にあり、検討すべき課題も存在する。現在のわが国の法制度の中で

¹ 訴訟費用に関しては、イギリスおよびドイツ等では、独立の保険種目である訴訟費用保険でカバーされるが、わが国においては、自動車保険等に付帯する特約である「弁護士費用特約」等で補償される。

² 2001年6月12日に、司法制度改革推進計画の前提となった司法制度改革審議会意見書が公表され、この10周年にあたって、2011年6月に日本弁護士連合会の会長談話が出された。

³ イギリスの旧制度における支援である「法律扶助」、およびわが国の「民事法律扶助」と区別するため、イギリスの現制度については、「民事司法支援」という表現に統一する。

⁴ 「ノーウィン・ノーフィー（no-win, no-fee）の原則」とも呼ばれ、依頼者は、勝訴した場合のみ弁護士に対して成功報酬等を支払い、敗訴した場合に一切の費用を負担しない制度である。詳細は、損害

は同様の内容での制度導入は難しいと思われるが、ヨーロッパでは損害保険会社が行っている国もあることから、新たな動きとして併せて説明する。

なお、本稿で申し上げる意見および考察は、筆者の個人的見解であり、所属する組織における見解ではないことをお断りしておく。

2. イギリスにおける民事司法支援制度

本章では、イギリスにおける民事司法支援制度の設立の経緯、制度の概要および統計数字等で見える現状について説明する。

(1) 民事司法支援制度の設立の経緯

イギリスでは、1949年に法律扶助・助言法（Legal Aid and Advice Act 1949）が制定され、1950年から弁護士協会（Law Society）による法律扶助制度が発足した。この制度は弁護士協会が法律扶助の資金を提供する一方、その所属の弁護士が法律扶助を行いその資金を受領することから、資金提供と資金受領という利益相反的立場に関する問題点等が指摘されてきた。その後、法律扶助法 1988（Legal Aid Act）により、法律扶助の管理業務を担当する独立行政組織である法律扶助委員会（Legal Aid Board）が設立され、利益相反的問題は解決した。

しかし、法律扶助委員会による法律扶助は、法律扶助件数の増加および平均扶助費用の上昇により大幅なコスト増をもたらした。扶助対象を幅広く認めていたという制度自体の問題もあると思われるが、法律扶助委員会が優先順位付けも行わず、申請に対して扶助決定を行う受動的な資金提供者となった点がこのコスト増の理由とされている。この法律扶助委員会は廃止され、法律扶助委員会の代替として、司法アクセス法（Access to Justice Act 1999）の下で2000年4月に司法委員会（Legal Services Commission）が設立された。司法アクセス法により支援対象を限定し、かつ、司法委員会がその支援の可否を実質的に判断する現行の民事司法支援制度に移行した。

イギリスでは現在、民事司法支援制度の改革が検討されており、2010年11月に司法省から諮問文書「イギリスおよびウエールズにおける民事司法支援改革の提案」⁵が公表されている。その諮問文書における司法大臣の序文では、「納税者の資金」という表現が使用され、民事司法支援の原資となる資金が、国民の税金である点を強調し、その資金の源泉を踏まえ、真に支援が必要な優先順位の高い事案に絞り支援したいとしている。改革案は細部に関係する部分も多く、また、諮問文書に対する意見集約も未だ公表されていないことから、本稿では割愛することにする。

保険事業総合研究所 損保総研レポート第92号を参照願う。

⁵ Ministry of Justice Consultation Paper, “Proposals for the Reform of Legal Aid in England and Wales” (2010.11)

(2) イギリスにおける民事司法支援制度の概要

本項では、イギリスの民事司法支援制度の概要を説明する。

a. 制度の概要

イギリスでは、民事司法支援については司法アクセス法 (Access to Justice Act 1999) で基本的な内容が定められ、さらに、民事司法支援規則 (The Community Legal Service Regulations 2000)、民事司法支援規程 (The Funding Code) およびガイダンス (Guidance) 等により詳細内容が定められている。

(a) 支援の対象となる事案

司法アクセス法施行以前は、名誉毀損訴訟を除きほとんどすべての民事訴訟事案が法律扶助の対象となっていた。司法アクセス法により民事司法支援の対象外となる事案の種類が列挙され、医療過誤事案以外の個人傷害および死亡事案をはじめ、近隣との境界紛争等多くの分野が民事司法支援の対象外となった (図表 1 参照)。

民事司法支援の対象となる主な事案は、家族問題、福祉給付に関する問題、医療過誤に関する問題、住居の所有・賃貸に関する問題、ならびに、入国管理問題等である。

図表 1 民事司法支援の対象とならない事案

- ・ 個人の傷害および死亡、または財物の損壊に関する請求。但し、医療過誤に係る事案は対象となる。
- ・ 不動産譲渡に関する争い
- ・ 境界線紛争
- ・ 遺言書の作成
- ・ 信託法に関する事案
- ・ 名誉棄損または悪意のある虚偽に関する事案
- ・ 会社法または共同出資法に関する事案
- ・ 事業遂行から生じるその他の事案 等

(出典：Access to Justice Act 1999 schedule 2 の 1 条をもとに作成)

なお、民事司法支援規程のガイダンスは、支援の対象外となる個人傷害および死亡の事例につき、事案の形式が個人傷害および死亡に対する賠償請求等に焦点を当てていなくても、その実態が個人傷害および死亡に関する事案であれば、民事司法支援の適用対象外になるとしている (図表 2 参照)。

図表 2 民事司法支援規程 Part C のガイダンス 3.4 に記載されている例示

高速道路での転倒事故を訴える場合、地方公共団体に対する高速道路の安全性確保という法的義務違反を追及する形をとっていても、実質は個人の傷害に対する請求であることから、民事司法支援の対象外であるとしている。なお、このような事案は、通常は、条件付成功報酬制度による資金提供等が相応しいとしている。

(出典：Legal Services Commission, “Part C The Funding Code : Decision Making Guidance 3.4”をもとに作成)

(b) 民事司法支援業務の種類

民事司法支援業務は図表 3 のとおり 7 種類⁶であり、それぞれに支援を受けるための要件が定められ、その事案に相応しい民事司法支援業務が行われる。

図表 3 民事司法支援業務の種類と各業務の概要

| 業務の種類 | 業務の概要 |
|---------------------------------------|---|
| 法的支援 (Legal Help) | 事案に対する初期の助言および支援 |
| 法廷での支援 (Help at Court) | 訴訟における正式な代理ではないが、特定の審理における支援等 |
| 承認された家族問題支援 (Approved Family Help) | 交渉等による争いの解決を含めて家族関係から生じる争いに関する支援 |
| 法的代理 (Legal representation) | 勝訴の見込み等の調査に限定される代理および代理の対象が特に限定されない一般代理の 2 種類 |
| 資金支援 (Support Funding) | 勝訴の見込み等の調査に限定される代理および代理の対象が特に限定されない一般代理の 2 種類に対する部分的な資金支援 |
| 家族問題調停 (Family Mediation) | 諸状況に鑑みて調停という方法が適切かも含め家族問題の争いに関する調停 |
| その他 | 大法官の特定の命令または指示によるその他の支援業務 |

(出典：Legal Services Commission, “The Funding Code Part 1 – Criteria”をもとに作成)

b. 支援要件

司法アクセス法では、「資力基準」および「メリット基準」を充足する場合に民事司法支援を行うと定めている。本項では、資力基準とメリット基準について説明する。

(a) 資力基準

司法アクセス法 7 条では、民事司法支援規則（財務）の定めに従い、図表 4 の 2 つの資力基準を充足する個人に対してのみ民事司法支援を行うことができると規定している。そして、民事司法支援規則（財務）5 条および 11 条では、支援を受ける要件として、民事司法支援申請者（配偶者またはパートナーがいる場合はその分も合算）の可処分所得および可処分資産の上限金額を定めている。これを受け司法委員会マニュアルでは、図表 4 の内容で、総所得に関する基準も含めて資力基準を定めている。また、司法委員会のウェブサイトに資力基準計算ツール「Eligibility Calculator」があり、これにより資力基準の充足の可否を自ら確認できる。

⁶ この 7 種類の業務のうち、2 種類は各 2 区分に細分化されている。

図表 4 資力基準 (2011 年現在)

| 項目 | 基準の内容 |
|--------|---|
| 月例収入基準 | 月例の総所得が 2,657 ポンド ¹ 以下 (子供を 5 人以上扶養している場合、5 人目からは 1 名あたり 222 ポンド ² を加算) かつ月例の可処分所得 ^(注) が 733 ポンド ³ 以下 |
| 資産基準 | 可処分資産が 8,000 ポンド ⁴ 以下。ただし、入国管理の事案は 3,000 ポンド ⁵ 以下 |

(注) 可処分所得の計算に際しては、総所得から配偶者等および扶養する子供の人数による所定の控除を行い、さらに、所得税、社会保険料ならびに住宅ローンおよび賃料等が控除される。

(出典 : Legal Services Commission, “Volume 2E (Financial Eligibility) of LSC Manual” および Community Legal Service, “Keycard No 47-Issued April 2011” をもとに作成)

(b) メリット基準

司法委員会では、民事司法支援規程において民事司法支援を行うか否か、そして、支援を行う場合にどのような支援を行うかを定めるメリット基準を定めている (司法アクセス法 8 条)。メリット基準は、厳密には資力基準以外の基準であり、その要素としては、「勝訴の見込み」、「費用対効果」、「事案の重要性」、「公共の利益」および「他の資金支援援助を利用できる可能性」等があげられている。

ほとんどの国で民事司法支援を受けるために、資力基準に加えメリット基準の充足を要件としている。限られた予算の中では、資力がなく自己の資金では訴訟することができないが、勝訴の見込みが高い等の合理的な理由を有する者に限定して民事司法支援を行うことが必要である。

前記 a. (b) のとおり、民事司法支援の種類は 7 種類であり、種類毎にメリット基準が定められているが、本項では、わが国の民事法律扶助制度における「代理援助」と同種の業務である一般代理におけるメリット基準について説明する。民事司法支援規程では、メリット基準における支援の可否判断の項目として「条件付成功報酬制度の利用可能性」、「勝訴の見込み」および「費用対効果」を掲げている。その中の「費用対効果」では、勝訴の見込みならびに費用および賠償額を比較して、勝訴の見込みが非常に高ければ見込賠償額が見込費用をわずかでも超過すれば支援を認め、逆に、勝訴の見込みが中程度の場合は、見込賠償額が見込費用の 4 倍を超過する場合にのみ支援を認めるという基準としている (図表 5 参照)。

図表 5 一般代理の支援を受けるためのメリット基準

| 判断項目 | 基準の内容 |
|-----------------|--|
| 条件付成功報酬制度の利用可能性 | 他の方法で訴訟費用の支援を受けられる事案は、公共の資金である民事司法支援の対象とすべきでないとし、事案の性質が条件付成功報酬制度に適合し、申請者が条件付成功報酬制度を利用できるような場合は、申請が拒否される。 |
| 勝訴の見込み | 以下のいずれかの場合は申請を拒否する。 ・勝訴の見込みが不明確 (unclear) |

| 判断項目 | | 基準の内容 |
|-------|----------------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・勝訴の見込みが境界線上 (borderline) で、その事案が重大でより公共性の高い利益を有せず、または、申請者にとって圧倒的な重要性があるとは思われない ・勝訴の見込みが低い (poor) |
| 費用対効果 | 訴訟金額が数値化できる場合 | 重大でより公共性の高い利益を有しない損害賠償に関する請求の場合は、以下の費用対効果の要件を満たす場合のみ、申請を認める。 <ul style="list-style-type: none"> ・勝訴の見込みが非常に高く (very good)、見込賠償額が見込費用を超過する ・勝訴の見込みが高く (good)、見込賠償額が見込費用の2倍を超過する ・勝訴の見込みが中程度 (moderate) で見込賠償額が見込費用の4倍を超過する |
| | 訴訟金額が数値化できない場合 | 重大でより公共性の高い利益を有せず、損害賠償に関する請求でない場合には、訴訟によって獲得できる見込利益が見込費用を正当化する場合に限り、申請を認める。例えば、自己資金で訴訟を遂行する合理的な個人であれば、勝訴の見込みとその他の状況を考慮して、訴訟を行うと思われるような場合である。 |
| | 公共の利益に関する場合 | 請求が、重大でより公共性の高い利益に関係する場合、勝訴の見込みおよびその他の状況を考慮に入れて、申請者等の見込利益等が見込費用を正当化する場合に申請を認める。 |

(出典：Legal Services Commission, “The Funding Code Part 1-Criteria” をもとに作成)

なお、前記の図表 5 に記載されている「勝訴の見込み」は図表 6 のとおり、Very Good から Unclear まで 6 種類に区分され、木目細かな判断ができるようになっている。

図表 6 勝訴の見込みの区分

| 区分 | 基準の具体的な内容 |
|-------------------|--|
| Very Good (非常に高い) | 勝訴の確率が 80%以上 |
| Good (高い) | 勝訴の確率が 60%～80% |
| Moderate (中程度) | 勝訴の確率が 50%～60% |
| Borderline (境界線上) | 勝訴の確率が Poor ではないが、事実認識、法的または専門的な観点に関する難しい論点があり、勝訴の確率が 50%超であると断定できない場合 |
| Poor (低い) | 勝訴の確率が明らかに 50%未満であり、敗訴する確率が高い場合 |
| Unclear (不明確) | さらなる調査が必要であり、上記のどの範疇にも分類できない場合 |

(出典：Legal Services Commission, “The Funding Code Part 1-Criteria” をもとに作成)

(c) 勝訴と判断する基準

民事司法支援規程のガイダンスでは、勝訴の見込みに関する内容に加え、「勝訴 (成功を収めた結果) とは何か」についても規定している。「勝訴の見込み」といっても、何をもって勝訴とするかの基準が明確でないと勝訴の見込みは判断できない。特に、請求の一部が裁判で認められた場合に勝訴か否かが不明確になることが多い。例えば、100 万円を請求して判決で 5 万円を認められた場合 (認容割合は 5%)、これを原告が勝訴したと取り扱えるのかということが問題となる。この問題に関して、ガイダンス

に記載されている「成功を収めた結果」にもとづき説明する。

ガイダンス 4.2 では、司法支援対象者が金銭的請求を行う場合および司法支援対象者が訴訟の被告である場合の 2 つの事例につき、「成功を収めた結果」の基準を図表 7 のとおり規定している。前記の例で請求の 5%が認容されたにすぎない事案は、図表 7 の①(i)の「原告が実質的な損害賠償の判決を得ること」とは言えないと考える。また被告の立場から見ると、②(ii)の「申請者に対する請求額の実質的な減額を獲得すること」に該当すると思われ、原告にとり「成功を収めた結果」でないと解することが妥当と考える。

図表 7 勝訴の見込みを判断する前提としての「成功を収めた結果」について

| 区 分 | 成功を収めた結果の内容 |
|-----------------------|--|
| ① 司法支援対象者が金銭的請求の原告の場合 | (i) 実質的な損害賠償（純粹に名目的な金額以上の金額）の判決を得ること (ii) 相対当事者が申し出た和解案を司法支援対象者が拒否した場合に、相対当事者が申し出た和解金額よりも大きい金額の判決を得ること |
| ② 司法支援対象者が訴訟の被告の場合 | (i) 司法支援対象者に対する請求が棄却されること (ii) 司法支援対象者に対する請求額の実質的な減額を獲得すること (iii) 原告が申し出た和解を司法支援対象者が拒否した場合に、請求が棄却されるか、申し出られた和解金額より低い金額の判決を得ること |

(出典：Legal Services Commission, “Part C The Funding Code : Decision Making Guidance” をもとに作成)

c. 司法支援対象者からの支援費用の償還

司法支援対象者が民事司法支援を受ける場合に、司法支援対象者の資産および収入の状況ならびに訴訟の結果によって、資産および月例収入に基づく負担金ならびに法定負担金を司法委員会に支払う必要がある。

(a) 資産および月例収入に基づく負担金

民事司法支援規則（財務）38 条では、資産および月例収入に基づく負担金について図表 8 のとおり、支払が必要となる事案および支払が必要となる要件を規定している。入国管理事案以外の法的代理は、要件に合致すれば両方とも支払う可能性がある。後記 (b) の法定負担金（statutory charge）と異なり、勝訴して金銭または財物を獲得したこと等は要件となっていないため、敗訴した場合でも負担することになる。制度の利用料としてその資力の範囲内での負担額が定められているが、一定限度以下の資力の人には負担を求めないことで資力のない人の制度利用を可能としている。民事司法支援規程（手続）15 条により、資産または月例収入からの負担金の支払が 21 日を超えて滞った場合には、民事司法支援が打ち切られることがあるとされている。

図表 8 資産および月例収入に基づく負担金

| 区 分 | 対象となる事案 | 支払いが必要となる条件 | 負担金額 |
|-------------|---------------------------|------------------------------|---|
| 資産に基づく負担金 | 亡命事案等以外の法的代理や通常の家族問題支援等 | 司法支援対象者の可処分資産の合計が 3,000 ポンド超 | 司法支援対象者の資産が 3,000 ポンドを超過する金額と見込み支援費用の最大金額の内の小さい金額 |
| 月例収入に基づく負担金 | 入国管理事案等以外の法的代理や高額な家族問題支援等 | 司法支援対象者の月例可処分所得が 316 ポンド超 | 図表 9 の金額 |

(出典：The Community Legal Service (Financial) Regulations 2000 第 38 条等をもとに作成)

図表 9 司法支援対象者の月例可処分所得区別の月例収入に基づく負担金の額

| 月例の可処分所得 区分 | 月例収入に基づく負担金の額 |
|-------------------|--------------------------------|
| 316 ポンドから 465 ポンド | 311 ポンドを超える金額の 1/4 |
| 466 ポンドから 616 ポンド | 38.50 ポンド + 465 ポンドを超える金額の 1/3 |
| 617 ポンドから 733 ポンド | 88.85 ポンド + 616 ポンドを超える金額の 1/2 |

(出典：Community Legal Service, “Keycard No 47 - Issued April 2011” をもとに作成)

(b) 法定負担金

ア. 概要

司法支援対象者が勝訴し、金銭もしくは資産を獲得した場合等には、法定負担金として司法委員会に対して支援を受けた金額の全額または一部を返済する必要がある(司法アクセス法 10 条 7 項)。資産および月例収入に基づく負担金として既に支払った金額は、この返済額から控除される。弁護士は支援希望者が民事司法支援を申請する前に、この法定負担金について説明する義務がある。この法定負担金を設定した目的は次の 3 点であり、単なる資金の回収にとどまらず、濫訴等の防止および民事司法支援を受けない者との公平性の確保等民事司法支援制度の根幹に関わる役割を担っている。

- 法定負担金制度により資金の循環が可能となり、将来の民事司法支援希望者に対する民事司法支援のファンドとして使用できる。
- 不必要な訴訟費用を抑制することができる。
- 司法支援対象者と自己資金により訴訟を遂行している人とを、同じ立場に置くことができる。

イ. 返済の延期の場合の担保権の設定

勝訴により金銭でなく資産を獲得した場合、司法支援対象者には法定負担金の返済の資金がないことがあり得る。司法支援対象者が返済の延期を望むときには所定の条件を満たせば、司法委員会は返済の延期を認めるが、返済を確実にするためにその資

産に対して担保権を設定し登記する⁷。また、司法支援対象者が獲得した資金で住居を購入する場合等にも、法定負担金返済の延期が認められるが、同様に不動産に担保権を設定し登記する。返済延期の場合には、年 8%の金利が単利計算で上乗せされる。

d. 異議申立制度について

(a) 制度の概要

民事司法支援対象者等の相対当事者を含むすべての者は、司法委員会の地域総括責任者 (Regional Director) に対し、民事司法支援を認めたことについて異議を申し立てることができる (民事司法支援規程 (手続) 11 条)。

異議は、メリット基準および資力基準に関し申し立てることができる。メリット基準に関しては、「その事案は公的資金を使って訴訟遂行すべきものでない」という申立、資力基準に関しては、「司法支援対象者は資力基準を充足していない」という申立である。異議申立制度は、外部からのチェックという観点で民事司法支援制度の適正な運営に必要なものであり、司法委員会は適切な異議申立を歓迎している。ただし、すべての異議申立について調査するのではなく、地域総括責任者は、調査を正当化するのに十分な情報が提供される場合にのみ調査を行う。また、異議申立が法廷での判断に委ねるべき事案の場合、異議申立が正しいとしても民事司法支援の継続に影響を及ぼさない場合等図表 10 の場合は、地域総括責任者が調査を行う可能性は低いとされる。

図表 10 異議申立の調査を行う可能性の低い主な場合

| 異議申立の区分 | 異議申立の調査を行なう可能性の低い主な場合 |
|---------|---|
| メリット基準 | <ul style="list-style-type: none"> 異議申立が民事司法支援を決定する際に考慮した論点であり、当初の決定を変更する新しい情報がない場合 裁判前に、異議申立を調査する十分な時間がない場合 (一般的に裁判の 1 か月前以内に受理された異議申立は、特別な事情がない限り考慮されない)。 異議申立が、法廷での判断に委ねるべき事実に関する場合 異議申立が正しいとしても、民事司法支援の継続に影響を及ぼさない場合 事案が既に終了した場合 |
| 資力基準 | <ul style="list-style-type: none"> 異議申立の内容が、資力基準では考慮しない資産に関する場合 異議申立が正しいとしても、資力基準の判断に影響を及ぼさない場合 民事司法支援を受ける資格者にしては生活に余裕がある等、個人の生活スタイルの見解に関する場合 |

(出典 : Legal Services Commission, “Representations” (2007.5) をもとに作成)

(b) 異議申立の状況

図表 11 は 2008 /09 年の異議申立の結果であるが、合計で 2,570 件の異議申立がな

⁷ この点について、司法アクセス法 10 条 7 項では、民事司法支援規則等により例外が定めていない限り、司法委員会は支援した金額およびその他規則で支払うこととされている金額については、司法支援対象者が回復する資産に対して第一順位の担保権を有するものと規定している。

されている。うち、地域総括責任者の決定について変更なしは約 70%であるが、申請の却下、一部変更、決定の解除または取消も約 30%という割合になっている。

図表 11 異議申立の結果 (2008/09 年)

(単位：件)

| | メリット基準 | 資産基準 | 両方 | 合計 | 割合 |
|------|--------|-------|-----|-------|-------|
| 変更なし | 888 | 876 | 80 | 1,844 | 71.8% |
| 申請却下 | 26 | 4 | 4 | 34 | 1.3% |
| 一部変更 | 13 | 25 | 1 | 39 | 1.5% |
| 解除 | 202 | 125 | 20 | 347 | 13.5% |
| 取消 | 17 | 268 | 21 | 306 | 11.9% |
| 合計 | 1,146 | 1,298 | 126 | 2,570 | — |

(出典：Legal Services Commission, “Statistical information 2009/10” をもとに作成)

(c) 民事司法支援の解除または取消の事由とその効果

民事司法支援は、その解除 (Discharge) または取消 (Revocation) によって無効とされる。解除は単純に民事司法支援がその時点から打ち切られるだけであるが、取消は当初から民事司法支援を受けていないものと取り扱われるため、その時点から支援を受けられないだけでなく、既に発生したすべての費用等を払い戻す必要がある。

解除または取消は、前記の異議申立の結果、または、異議申立とは関係なく地域総括責任者が、支援の継続が基準等に照らして不適と判断した場合等に行われるが、その事由は図表 12 のとおりである。取消は解除よりも厳しい決定であり、司法支援対象者の過失等の程度が重大である場合等に適用される。

なお、地域総括責任者は解除または取消を行う前に、司法支援対象者に対し、民事司法支援を引き続き受ける正当な理由がある旨の主張の機会を与えることとなっている。また、解除または取消の決定を行った場合は、その理由を司法支援対象者に通知するとともに、その通知には地域総括責任者または資金支援検証委員会 (Funding Review Committee) による再審査を受ける権利がある点を含めることとなっている。

図表 12 民事司法支援の解除または取消等の事由

| 区 分 | 解除または取消等の事由 |
|----------------------------------|--|
| 解除 (Discharge) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 司法支援対象者が支援を受ける資力基準を充足しなくなった場合 ・ 司法支援対象者からの負担金の支払が 21 日を超えて滞納となっている場合 ・ 司法支援対象者が不当な費用を生じさせるよう不合理な訴訟遂行を求め、または、不合理な訴訟手続の継続を求めていると地域総括責任者が判断する場合等 |
| 解除または取消 (Discharge or Revoke) | <p>司法支援対象者の過失等の程度により、解除または取消となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域総括責任者が、司法支援対象者が正当な理由なしに情報または書類を提供せず、民事司法支援規程 (手続) または民事司法支援規則で出席を求められている会合等に出席しなかったと判断した場合 ・ 司法支援対象者が合理的な注意を払わずに真実でないまたは誤解を招くおそれ |

| 区 分 | 解除または取消等の事由 |
|--------|---|
| | <p>のある陳述を行っているか、重要な事実を開示しなかったと地域総括責任者が判断する場合（申請時または情報提供時の双方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法廷が、司法支援対象者が訴権濫用者であると宣言する場合等 |
| その他の終了 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 司法支援対象者の死亡 ・ 司法支援対象者の破産 等 |

(出典：Legal Services Commission, “The Funding Code : Procedures 15 条” 等をもとに作成)

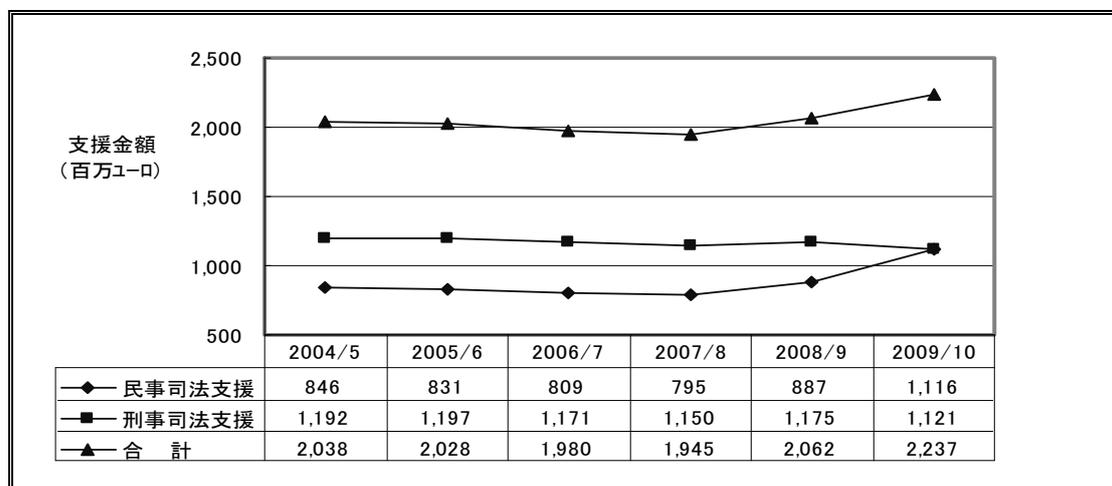
(3) イギリスにおける民事司法支援の現状

本項では、イギリスにおける民事司法支援の現状を他国との比較も交えて概観する。

a. 司法支援金額の推移

民事司法支援および刑事司法支援をあわせた 2009/10 年の司法支援金額は、22.4 億ポンド（2,912 億円、1 ポンド 130 円で換算）であり、民事司法支援、刑事司法支援とも 11.2 億ポンドとなっている。経年推移は図表 13 のとおりであり、5 年前の 2004/05 年と比較すると、全体では、9.8%増となっている。内訳を見ると、この 5 年間で刑事司法支援では 6.0%減少しているが、民事司法支援では 31.9%増加している。

図表 13 イギリスにおける司法支援金額の推移



(出典：Legal Services Commission, “Annual Report and Accounts” (2007/08, 2008/09, 2009/10)

および Roger Bowles and Amanda Perry (University of York), “International comparison of publicly funded legal services and justice systems” (2009.10) をもとに作成)

b. 民事司法支援の資格者数

イギリスでは民事司法支援利用のための収入や資産等の資力要件が導入され、全体的傾向として資格者は減少してきている。民事司法支援導入当初は、国民の約 80%が資格者であったが、資格者は 1986 年には 63%、2000 年までには 50%に下がり、2007

年には29%にまで減少した。ただし、近年の不況等による国民の所得および資産に対するマイナスの影響の結果、2009年の司法省の調査によれば、資格者は36%に上昇している⁸。

c. 民事司法支援が認められた事案の勝訴率

基本的な助言と法的代理を行う規制業務の勝訴率は、2009/10年では、80%であり、この数字は前年と同率である（図表14参照）。家族問題事案が63%、家族問題以外の事案では86%の勝訴率となっている。前記(2)b.(b)のメリット基準により勝訴の見込みをチェックしている結果がこの高い勝訴率につながっているものと思われる。

図表14 規制業務に関する勝訴率（2009年/10年）（単位・件）

| | 完了した事案 | 勝訴率 | 前年の勝訴率 |
|--------|---------|-----|--------|
| 家族問題 | 273,272 | 63% | 66% |
| 家族問題以外 | 630,318 | 86% | 85% |
| 合計 | 903,590 | 80% | 80% |

（出典：Legal Services Commission, “Statistical information 2009/10” をもとに作成）

d. ドイツおよびフランスとの比較

イギリスでは民事司法支援の対象事案を限定し、また、資力基準等を導入するなど前記b.のとおり対象となる資格者の割合は減少してきているが、他国との比較では、まだ寛大な制度となっている。図表15は、欧州3か国の民事司法支援状況の比較であるが、人口1万人あたりの民事司法支援件数は、イギリスは161件であり、フランスの77件、ドイツの70件に比べ非常に多くなっている。1件あたりの平均支援額はイギリスでは1,542ユーロであり、フランスはイギリスの1/4以下、ドイツはイギリスの1/2以下の水準である。人口1人あたりの支援額もイギリスは23.8ユーロであり、フランスはイギリスの1/10、ドイツはイギリスの1/5の水準である。

図表15 欧州3か国の民事司法支援状況比較（2006年）（単位：件、ユーロ）

| | イギリス | フランス | ドイツ |
|-------------|-------|------------|------------|
| 1万人あたりの件数 | 161 | 77 (0.48) | 70 (0.43) |
| 1件あたりの平均支援額 | 1,542 | 350 (0.23) | 657 (0.43) |
| 1人あたりの支援額 | 23.8 | 2.7 (0.11) | 4.6 (0.19) |

（注）フランス、ドイツの括弧内は、イギリスに対する割合

（出典：European Judicial Systems Edition 2006, “European Commission for the

⁸ Rupert Jackson, “Review of Civil Litigation Costs : Final Report” (2009.12.21) より

Efficiency of Justice” をもとに作成)

また、2003年のデータによると、民事司法支援の収入基準の上限所得は、イギリスでは一人あたりのGDPをやや下回る水準(93.6%)であるが、ドイツでは、一人あたりのGDPよりも3%近く上回る水準となっている。逆に、フランスの上限所得は一人あたりのGDPの50%強の水準である。イギリスの収入基準はドイツに比べればやや厳しいが、フランスに比べると支援を受けやすい基準となっている(図表16参照)。

図表16 一人あたりのGDPと民事司法支援の収入基準の比較(2003年)(単位: 1-0)

| | A: 一人あたりのGDP | B: 収入基準の上限所得 | C: B/A |
|------|--------------|--------------|--------|
| イギリス | 29,800 | 27,906 | 93.6% |
| ドイツ | 27,100 | 27,820 | 102.7% |
| フランス | 27,800 | 14,982 | 53.9% |

(出典: Roger Bowles and Amanda Perry (University of York), “International comparison of publicly funded legal services and justice systems” をもとに作成)

3. わが国における民事法律扶助制度

わが国では、2004年6月に公布された総合法律支援法に基づき、独立行政法人である日本司法支援センター(通称は「法テラス」)が、それ以前の民事法律扶助法に基づく財団法人法律扶助協会の権利および義務を受け継ぐ形で2006年4月に設立された。法テラスは、全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指すという基本理念の下で、情報提供業務、民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務、司法過疎対策業務および犯罪被害者支援業務等総合的なサービスの提供を行っている。本章では、法テラスの業務の中で民事法律扶助業務の概要および統計数字等で見える現状について説明する。

(1) わが国の民事法律扶助制度の概要

本項では、わが国の民事法律扶助制度の概要として、援助業務の内容、援助要件および立替費用の償還等について説明する。

a. 民事法律扶助業務の種類および援助の内容

法テラスでの民事法律扶助業務の内容は図表17のとおりであり、無料の法律相談援助ならびに書類作成費用および弁護士費用等の立替を目的としている。法テラスの標準立替金額は図表18のとおりであり、援助対象者は事案終了後に立替費用を法テラスに返済する必要がある。加えて、事案の結果に応じ法テラスが決定した報酬金を援助対象者は弁護士等に支払う必要がある。法テラスによればこの報酬金は通常は受

けた利益の10%程度とされている。

図表 17 法テラスにおける民事法律扶助業務の概要

| 区 分 | 対象業務・手続 | | 援助の内容 |
|--------|-------------------|---|--|
| 代理援助 | 裁判代理援助 | 民事訴訟、民事保全、民事執行、破産、非訟、調停、家事審判その他裁判所における民事事件、家事事件および行政事件に関する手続 | 弁護士・司法書士等の費用の立替（報酬と実費、保証金、その他付帯援助に要する費用） |
| | 裁判前代理援助 | 民事裁判等手続に先立つ和解の交渉で、これにより迅速かつ効率的な権利実現が期待できるなど案件の内容や申込者の事情などにより弁護士・司法書士等による継続的な代理が特に必要と認められるもの | |
| 書類作成援助 | 上記の代理援助に規定する手続が対象 | | |
| 法律相談援助 | 民事、家事または行政に関する案件 | | 弁護士・司法書士等による口頭による法的助言（無料） |

（出典：日本司法支援センター「業務方法書」をもとに作成）

図表 18 法テラスにおける立替額の例（2010 年度標準額）

| <代理援助> | 実 費 | 着手金 | 立替金合計 |
|-----------------|----------|-----------|-----------|
| 500 万円請求の訴訟 | 35,000 円 | 210,000 円 | 245,000 円 |
| 金銭的請求のない離婚訴訟 | 35,000 円 | 220,500 円 | 255,500 円 |
| 債権者 10 名の自己破産申立 | 23,000 円 | 126,000 円 | 149,000 円 |
| <書類作成援助> | 実 費 | 報 酬 | 立替金合計 |
| 訴状の作成 | 15,000 円 | 26,250 円 | 41,250 円 |
| 自己破産申立書等作成 | 17,000 円 | 84,000 円 | 101,000 円 |

（出典：日本司法支援センター「民事法律扶助のしおり」をもとに作成）

b. 援助要件

一般市民が法テラスによる民事法律扶助を受けるためには、「資力基準」、「勝訴の見込みがないとはいえないこと」という「メリット基準」および「民事法律扶助の趣旨に適すること」の3つの援助要件を充足することが必要である。法律相談援助の場合は、メリット基準の充足は要件とされていない。

(a) 資力基準

資力基準に関しては、法律相談援助資力基準、代理援助および書類作成資力基準に定める資力に乏しい国民等であることと規定されている。具体的には、月例収入等が、大都市で単身者の場合で 200,200 円以下であることなど一定額以下であること（図表 19 参照）、および、保有資産が単身者の場合で 180 万円以下など一定額以下であること（図表 20 参照）が資力基準となっている。配偶者がいる場合は夫婦間の紛争の場

合を除き原則その収入および資産も保有資産に加算される。

図表 19 月例収入（賞与を含む手取り月例収入額）の基準

| | 単身者 | 2人家族 | 3人家族 | 4人家族 |
|-----|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 大都市 | 200,200 円以下 | 276,100 円以下 | 299,200 円以下 | 328,900 円以下 |
| その他 | 182,000 円以下 | 251,000 円以下 | 272,000 円以下 | 299,000 円以下 |

(注) その他の条件については割愛する。

(出典：日本司法支援センター「民事法律扶助のしおり」をもとに作成)

図表 20 保有資産の基準

| 単身者 | 2人家族 | 3人家族 | 4人家族以上 |
|----------|----------|----------|----------|
| 180 万円以下 | 250 万円以下 | 270 万円以下 | 300 万円以下 |

(注 1) 申込者または配偶者が所有する生活のために必要な住宅および農地は除く。

(注 2) その他の条件については割愛する。

(出典：日本司法支援センター「民事法律扶助のしおり」をもとに作成)

(b) メリット基準

メリット基準として、「勝訴の見込みがないとはいえないこと」が民事法律扶助の要件となっている。勝訴の中には、和解、調停および示談成立等による紛争解決の見込みがあるもの、ならびに自己破産の免責⁹の見込みがあるものも含む。ただし、勝訴判決が得られても、相手方の資産状況等から回収可能性がなく申込者の利益とならない場合は、勝訴の見込みがないとされる。

法テラスの地方事務所は面接、書面または双方の手続により審査を行なう。面接審査の場合、面接は通常は 5～10 分程度で終了し、必要書類に不足がなくその他の支援要件に照らして疑義がなければその場で援助決定がなされる¹⁰。勝訴の見込みは積極的な要件ではなく、「勝訴の見込みがないとはいえない」という規定の仕方であり、イギリスのように「勝訴の見込みがあること」という要件ではないため、このような審査方法がとられていると思われる。ちなみに、2008 年度および 2009 年度の結果別内訳は図表 21 のとおりであり、勝訴および和解成立等により成功裡に終了したものが 80%近くとなっている。この勝訴等の確率は、イギリスの民事司法支援制度における「Good」というレベルである（前記 2. (2) b. (b) 参照）。また、前記の図表 14 のとおりイギリスの規制業務に関する勝訴率は 80%程度であり、これとほぼ同水準である。

⁹ 自己破産の免責とは、裁判所に自己破産の申し立てを行ってその借金を免責してもらうことである。破産法 248 条 1 項参照。

¹⁰ 民事法律扶助研究会「民事法律扶助活用マニュアル」（現代人文社） p 30～31 より

図表 21 代理援助事件の結果別内訳

(単位：%)

| | 勝訴 | 和解成立 | 調停成立 | 自己破産免責 | 示談成立 | 左記計 | 敗訴 | その他 |
|--------|-----|------|------|--------|------|------|-----|------|
| 2008年度 | 3.0 | 14.9 | 4.4 | 47.7 | 8.5 | 78.4 | 0.8 | 20.8 |
| 2009年度 | 2.9 | 15.5 | 4.8 | 45.1 | 8.9 | 77.3 | 0.7 | 22.0 |

(出典：日本司法支援センター「業務実績報告書（平成20年度、平成21年度）」をもとに作成)

(c) 民事法律扶助の趣旨に適すること

法テラスの「民事法律扶助のしおり」によれば、以下の場合には、援助はできないとされている。

- 援助を受けることが法律上、経済上の利益に向けられていない場合（単に報復的感情を満たすだけなど）
- 社会正義もしくは法に照らし援助するのが適当でない場合（権利濫用的な訴訟など）
- 極端な少額訴訟（費用対効果の観点より）
- 援助の契約や審査により付された条件に同意しない場合

c. 立替費用の償還等について

(a) 概要

民事法律扶助の中で法律相談援助は原則無料であるが、書類作成援助および代理援助は有償であり、法テラスが立替払いを行い最終的には援助対象者から償還する形となる。法テラスは支援開始時および案件終結時等に、償還額および償還方法等の決定を行う。法テラスによれば、援助開始決定後、原則として月額5,000円～10,000円ずつの支払が必要となる¹¹。援助対象者において即時償還等が著しく困難であると認められる場合は、その全部又は一部について償還の猶予が認められる（業務方法書62条1項）が、援助対象者が事件により金銭等を得た場合は立替金の償還を確保するため、援助対象者に担保の提供を求めることができる（業務方法書64条）。

(b) 立替費用の償還の現状

立替費用の償還額は、2009年度は97.3億円¹²であり、前年度の83.8億円から約13.5億円増加している。初期滞納者への早期督促が最も有効である点を踏まえ、法テラスは、初回滞納者、滞納月数1か月、2か月連続および3か月連続滞納者を対象にコンビニエンスストアへの納付を促した葉書を郵送する取組等を実施し成果を収めている。

¹¹ 日本司法支援センター「民事法律扶助のしおり」p.8より

¹² 立替と償還の時期は年度をまたがることも多く、単純な比較は妥当でなくあくまで参考データであるが、2009年度の立替金の合計は、154.5億円である。

独立行政法人の業績評価を行う評価委員会¹³によれば、法テラスは前年度を相当上回る償還金収入を確保し、中期目標はおおむね達成したと評価するも、合理的な償還金残高管理の徹底が不十分であったこと等を指摘し、償還金収入確保に向けたさらなる工夫を行う必要があるとしている。

この償還金が、次に民事法律扶助を必要としている人の援助の原資となることを考えると、償還業務の役割は非常に重要である。平成 23 年度の法テラスの年度計画にあるとおり、コンビニエンスストアを利用した償還方法の整備による初期滞納の段階での回収の改善、および電話等による督促により債権回収の現状を常に把握し、現状に応じた督促方法を検討し実施する等、法テラスの今後の取組に期待したい。

d. 援助対象者の相対当事者からの異議申立制度について

援助対象者の相対当事者の立場で考えれば、援助対象者が、援助を受ける要件を満たしていないにもかかわらず民事法律扶助が認められる場合、相対当事者に不服申立が認められることが望ましい。ただし、業務方法書 69 条では不服申立者は、申込者、援助対象者および受任者等¹⁴の利害関係者とされ、援助対象者の相対当事者は利害関係者でないことから不服申立を行うことはできない。

援助対象者への援助決定に対する不服申立の結果、援助の取消等によって得られることになる援助対象者の相対当事者の利益は、行政法でいう「反射的利益¹⁵」と解される面がある。そして、相対当事者は援助の取消決定により事実上の利益を得るだけであることから、この相対当事者が不服申立を行うことができる利害関係者には当たらないとする現行制度は一定妥当であるとする意見もあるが、この点は後記 4. (3) で改めて検討したい。

(2) わが国の民事法律扶助の現状

本項ではわが国の民事法律扶助の現状として、援助金額推移、援助開始決定件数推移および欧米主要国との援助金額の比較等について説明する。

a. 援助金額推移

2009 年度に法テラスが負担した法律相談援助、代理援助および書類作成援助のための費用等民事法律扶助業務に関する費用は、図表 22 のとおり約 166 億円であり、うち、代理援助が約 148 億円で全体のほぼ 90%を占める。

¹³ 法テラスは独立行政法人であり、総合法律支援法 19 条 2 項、48 条、独立行政法人通則法 32 条 1 項にもとづき、毎年、業務の実績評価について評価委員会の評価を受ける必要があるとされている。

¹⁴ 業務方法書 5 条 22 号で、「受任者等とは、受任者及び受託者をいう」と規定され、「等」の中に、援助対象者の相対当事者は含まれない。

¹⁵ 行政の執行がなされることの反射的な効果として、特定または不特定の個人に生じる利益のこと。事

図表 22 過去 3 年間の民事法律扶助業務の援助金額推移

(単位：百万円)

| | 2007 年度 | 2008 年度 | 2009 年度 | |
|--------|-----------------|----------------|----------------|-------|
| | | | 援助金額 | 割合 |
| 法律相談援助 | 808 (122.7%) | 911 (12.8%) | 1,167 (28.1%) | 7.0% |
| 代理援助 | 10,680 (109.4%) | 12,157 (13.8%) | 14,799 (21.7%) | 89.1% |
| 書類作成援助 | 398 (214.5%) | 483 (21.2%) | 647 (34.0%) | 3.9% |
| 援助金額合計 | 11,886 (110.4%) | 13,550 (14.0%) | 16,612 (22.6%) | — |

(注) 括弧内は対前年度増加率

(出典：日本司法支援センター「業務実績報告書（平成 19 年度、平成 20 年度および平成 21 年度）」をもちに作成)

b. 法律相談援助実施、代理援助および書類作成援助開始決定推移

2009 年度の援助実施件数は、全体で 345,297 件であり、対前年度比 30.3%増加している。法律相談援助実施件数は 237,306 件で対前年度比 32.2%の増加、代理援助および書類作成援助開始決定件数は 107,991 件（内、代理援助は 101,222 件、書類作成援助開始決定件数は 6,769 件）で、前年比 26.2%増加している（図表 23）。過去 6 年において援助実施件数は、毎年度 2 桁台の高い増率を示し、2009 年度は対 2004 年度比で約 2.7 倍となっている。

図表 23 過去 6 年間の援助実施件数推移

(単位：件、%)

| | 2004 | 2005 | 2006 | 2007 | 2008 | 2009 |
|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 法律相談援助 | 76,173 (10.8) | 88,513 (16.2) | 107,395 (21.3) | 147,430 (37.3) | 179,546 (21.8) | 237,306 (32.2) |
| 代理・書類作成 援助開始決定 | 51,463 (19.7) | 59,957 (16.5) | 65,073 (8.5) | 73,107 (12.3) | 85,543 (17.0) | 107,991 (26.2) |
| 合計 | 127,636 (14.2) | 148,470 (16.3) | 172,468 (16.2) | 220,537 (27.9) | 265,089 (20.2) | 345,297 (30.3) |

(注) 上段は件数、下段は対前年度増加率。

(出典：日本司法支援センター「業務実績報告書（平成 19 年度、平成 20 年度および平成 21 年度）」等をもちに作成)

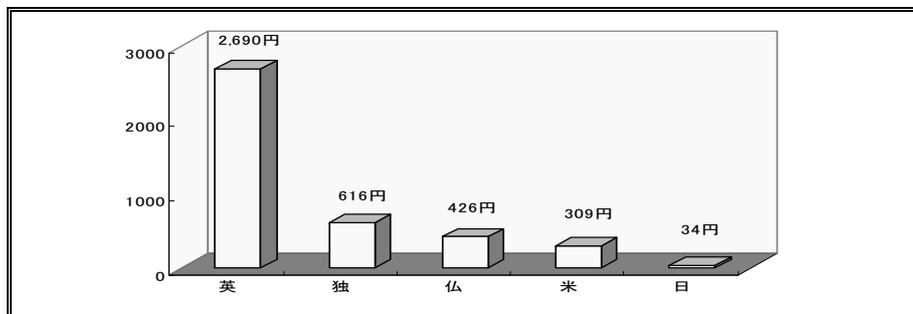
c. 欧米主要国との比較

人口一人あたりの民事法律扶助金額を比較する場合には、そもそもその国において訴訟費用がどの程度の水準かも考慮する必要があるが、ここでは、単純に人口 1 人あたりの民事法律扶助金額を欧米と日本で比較してみる。わが国の人口一人あたりの民事法律扶助金額は 34 円であり、図表 24 のとおり、イギリスの約 1/79、ドイツの約

実上の利益が生じるだけであり、この利益を法的に主張することはできないとされる。

1/18 であり、非常に低い水準ということがいえる。

図表 24 人口 1 人あたりの民事法律扶助金額の比較



(出典：日本弁護士会連合会 「当面の法曹人口のあり方に関する提言」(2009.3.18))

4. イギリスの制度等を踏まえたわが国の民事法律扶助制度のあり方

本章では、イギリスの民事司法支援制度を踏まえ、わが国の民事法律扶助制度の参考となると思われる「民事司法支援の種類」、メリット基準の中の「勝訴の見込み」および「異議申立制度」の 3 点をとりあげる。結論としては、「民事司法支援の種類」および「勝訴の見込み」は現状の民事法律扶助制度のままとし、「異議申立制度」については私案を説明する。

(1) 民事司法支援（民事法律扶助）の種類

わが国の民事法律扶助は、法律相談、書類作成援助および代理援助¹⁶の 3 種類である。一方、イギリスの民事司法支援は 7 種類であり、それぞれ要件および民事司法支援の内容が異なっている。どの事案にどの民事司法支援を提供するかは事案に踏み込み、各民事司法支援業務の要件の充足性も含めて判断する必要があり、時間を要することも想定される。

わが国において、援助業務の種類を増やし援助業務毎に要件を定めて運用することは、いたずらに制度を複雑にするだけであり、どの事案にどの援助を行うかの判断にロードと時間がかかるおそれがある。この点を考慮すると、わが国における民事法律扶助の種類は、イギリスのように増やさずに、当面は現行のままでよいと考える。

(2) メリット基準の中の「勝訴の見込み」について

「勝訴の見込み」に関して、わが国の民事訴訟法における「訴訟上の救助」の要件が、民事法律扶助のメリット基準とほぼ同内容であることから、本項では、訴訟上の救助におけるメリット基準を踏まえて、民事法律扶助のメリット基準の解釈について説明する。また、「勝訴の見込み」を、支援を行うための積極的要件とすべきか否かについても検

¹⁶ 代理援助の中に裁判代理援助と裁判前代理援助の 2 種類があるので、厳密には 4 種類である。

討する。

a. 民事訴訟法の「訴訟上の救助」の要件等を踏まえた検討

わが国の民事訴訟法 82 条以下では「訴訟上の救助」が規定され、一定の要件を充足する者は裁判費用等の支払の猶予等が認められている。その要件の一つが、「勝訴の見込みがないとはいえないときに限る」であり、法テラスの民事法律扶助のメリット基準とほぼ同様の文言となっている。この要件は救助制度の濫用防止を目的としたものであり、「勝訴の見込みがないことが確実でないということであり、勝訴の見込みがあるというよりも低い程度である」¹⁷と解されている。また、申立人の訴訟上の主張が意味のないものではなく、法律上および事実上是認される可能性があれば、勝訴の見込みがないとはいえないとされている¹⁸。

訴訟上の救助および民事法律扶助は、資力のない者でも正当に権利を主張できるよう国として支援する制度であり、目的とするところは同じである。また、両制度ともに適用となる事案もあり、規定の内容がほぼ同じであるにもかかわらず、その解釈が異なることは制度利用者に混乱を招く結果となり問題であると考えられる。したがって、法テラスの要件である「勝訴の見込みがないとはいえないこと」についても、訴訟上の救助の場合と同様に解釈すべきと考える。

b. 「勝訴の見込み」を積極的要件とすることについて

民事法律扶助の要件をどう定めるかは、資金のない者の権利主張を確保するという目的と、資金投入の必要性を踏まえ効率的効果的な制度とするという目的の 2 つをどのように達成するかという問題に関わってくる。後者の点に重点を置けば、勝訴の見込み等を積極的要件として、勝訴の見込みが高い事案に限定して援助するという制度とすることも考えられる。しかし、その場合には「勝訴の見込み」および運営の基準が明確で客観的であることが必要となる。この基準が明確で客観的でないと、支援希望者が支援申請を躊躇し、また、審査者によって同様の事案で判断が異なる結果となるおそれも想定される。

一方で、現行の法テラスの援助内容は費用の立替払いであり、最終的には費用は援助対象者が負担する制度であることから、勝訴の見込みの低い事案を排除するとの考えは、もともと制度の中に組み込まれていると解することもできる。

さらに、現行制度での援助対象者の勝訴等の割合が、自己破産免責等の場合も含めて結果として 80% 近くであり、イギリスの勝訴の見込みの基準では「Good」レベルに相当する。このことから、「勝訴の見込みがないとはいえない」という現行のメリット基準のもとでも、適切に制度運営が行われていると解される。このような点を総合

¹⁷ 渡辺武文『注釈民事訴訟法(2)』(有斐閣) p. 600 より

¹⁸ 渡辺武文『注釈民事訴訟法(2)』(有斐閣) p. 601 より

的に考えれば、当面は、現行の基準を変更する必要は特にはないとする。

(3) イギリスの制度で認められている「**相対当事者の異議申立**」について

イギリスにありわが国の民事法律扶助にない¹⁹制度として、援助対象者の相対当事者からの援助決定に対する異議申立制度がある。民事法律扶助を受けることは自己資金で訴訟遂行する者と比較して資金面で有利に働く。このため、援助対象者の相対当事者から、必要とされる要件を充足していないとして異議申立を認めることは、反射利益的な内容であるとはいえ、合理性はあると考える。ただし、本題の争いに入る前に援助の可否で争うことは、当事者のみならず運営主体である法テラスにロード面等で過度の負担が生じるおそれがある。他方で、援助対象者の事情をよく知っているのは相対当事者であることも多く、広い意味でこの者は利害関係者であり、この者に主張の機会を全く与えないということも問題と考える。さらに、納税者の視点からは資金投入の必要性、支出の適切性および投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮する²⁰必要があり、援助の基準を充足していない者にまで援助することは、相対当事者の個人的な利害関係にとどまらず制度全体に関わる問題であるとする。これらの点も踏まえて、援助対象者の相対当事者に異議申立を認めるべきか否かについて、メリット基準と資力基準に分けて検討したい。

a. **メリット基準**

メリット基準のうち「勝訴の見込みがないとはいえないこと」は、それ自体が本来の裁判等で争われる内容に関することであり、この点に関する異議申立について法テラスで判断することは望ましくない。また、イギリスのように積極的要件ではなく、「勝訴の見込みがないとはいえないこと」という消極的な要件としていることから、メリット基準に関して相対当事者から異議申立を認める必要性は少ないとする。

b. **資力基準**

民事法律扶助の審査に際しては、申込者の最近の給与明細、生活保護受給証明または非課税証明など収入を証明する書類と世帯全員の記載のある住民票の写しを求めている（民事法律扶助業務運営細則 20 条）。したがって、資力基準のうち収入基準は、客観的な資料に基づき審査済みであると考えられ、相対当事者から異議申立を受け付けないとしても問題はないとする。

一方で、資産については援助申込書に資産の記載欄はあるものの、それを証明する資料の提出は必須とはなっていない²¹。資料の提出を求めず援助申込書の記載を踏ま

¹⁹ 他の一般的な法的手段による異議申立ということではなく、法テラスの事業方法書において、援助対象者の相対当事者が援助決定に対して異議申立をできないという意味である。

²⁰ 日本司法センター「平成 23 年度 日本司法支援センター年度計画」 p. 1 より

²¹ 事業方法書 37 条では、法テラスは必要があると認めるときは、資料の提出または説明を求めることが

え面接により審査する場合は、資産基準に関して客観的な資料に基づく審査はなされていらないことになる。このような点を考慮すると、資産基準については異議申立を認める必要があると考える。一方で、法テラスに多大なロードおよび時間がかかることを回避し、根拠のない異議申立を排除する必要があることにも留意する必要がある。これらの点を考慮し、援助対象者が資産を有していることを客観的に証明できる資料を、相対当事者等が提出できる場合のみ異議申立を認めるという制度とすることはどうか。審査の段階で、援助申込者が資産を有していないことを客観的に証明することは難しい。一方で、資産があることを証明することは、特に不動産の場合には登記簿謄本の入手等により本人以外でも比較的容易である。したがって、資産があると主張する者に対して、それを証明する客観的な資料がある場合のみ異議申立を認める制度とすることは合理性があると考え。そして、客観的な資料の存在という要件を課すことにより根拠のない異議申立は排除できることから、法テラスのロードをいわずらに増やすこともないと思われる。このような要件とした場合、単に援助対象者の服装が豪華だとか、生活スタイルが派手であるということは主観的な内容にすぎず、これをもとに収入は少ないかもしれないが資産はあるのではないかという主張は認められない。他方で、援助対象者が住居²²とは別に不動産を有しているとしてその登記簿謄本等を相対当事者が提出する場合は、客観的な資料があることになる。このような客観的な資料があるにもかかわらず異議申立を認めないことは、相対当事者との関係だけでなく、民事法律扶助制度が有する公共性の観点からも問題であると考え。

5. 新たな動きとしての第三者訴訟費用支援制度の導入

イギリスではジャクソン控訴院判事 (lord justice Jackson) が 2009 年に約 1 年間かけて、民事訴訟費用ルール等の見直しを行い、2009 年 12 月に「民事訴訟費用の見直しについて (最終報告) (“Review of Civil Litigation Costs : Final Report” : 以下「ジャクソン改革提案書」)」として公表した²³。その中で、民事訴訟費用支援の新たな動きとして、第三者訴訟費用支援制度 (Third Party Funding) についても取り上げている。

第三者訴訟費用支援は各国においてまだ歴史も浅く、検討すべき課題もあることから、本章においては、このジャクソン改革提案書等を参考として、第三者訴訟費用支援制度の概要を説明するとともに、その課題を明確にし、併せ、わが国において同様の制度を導入する場合の制度のあり方について説明する。

できると規定され、資料の提出等は必須とはされていない。

²² 生活のために必要な住宅等は、資産基準の判断からは除外するとされている。

²³ この最終報告に先立って、2009 年 5 月 8 日に、準備的報告書“Civil Litigation Costs Review : Preliminary Report by Lord Justice Jackson (2009.5.8)” が公表されており、本項ではこれも含めて「ジャクソン改革提案書」と称する。

(1) イギリスにおける第三者訴訟費用支援制度の概要

第三者訴訟費用支援制度とは、第三者訴訟費用支援者が、支援対象者が勝訴した場合にだけその獲得した金額等の一定割合の配分を受け取り、敗訴した場合には支援した金額の返済を求めない条件で、訴訟費用を支援する商業ベースの制度である。オーストラリアではここ 10 年の間に急激に普及し、イギリスをはじめヨーロッパ諸国においても広がり始めている²⁴。民事司法支援が国による支援であり、条件付成功報酬制度および訴訟費用保険が弁護士および保険会社等の民間による訴訟費用の支援であるのに対して、第三者訴訟費用支援は、これら以外（ヨーロッパでは損害保険会社が行う国もある）の第三者による訴訟費用の支援であると位置づけられる。イギリスの民事司法評議会（Civil Justice Council）によれば、第三者訴訟費用支援制度は、訴訟を助長する可能性があるとしつつも、制度が導入されてからわずかに 100 件ほどしか利用されておらず²⁵、支援件数はまだ少ない状況とのことである。

本項では、イギリスにおける第三者訴訟費用支援制度の概要について説明を行う。

a. 制度の法的な位置づけ

イギリスでは何の利害関係もない第三者による民事訴訟費用の支援は、当初は訴訟幫助（maintenance and champerty）として違法とされていた。現在では第三者訴訟費用支援制度がなければ、有効な権利主張ができない請求者が多く存在するということが踏まえ、判例が変更され第三者訴訟費用支援制度は認められるようになった。訴訟費用を負担できないため請求者が全く損害を回復できないことと比較すれば、第三者訴訟費用支援者に勝訴により獲得した金額等の一定割合を支払ってでも損害を回復できる²⁶方が望ましく、第三者訴訟費用支援制度は、司法へのアクセスを促進するための重要な役割を果たすとされている。

b. 第三者訴訟費用支援を行う事案の選択

第三者訴訟費用支援は慈善事業ではなく営利事業である。事業として継続するためには利益をあげる必要があり、そのために支援する事案の選択が重要となる。現在改定中のイギリスおよびウェールズの第三者訴訟費用支援者協会の自主的行動規範案²⁷（Code of Conduct for the Funding by Third Parties of Litigation in England and

²⁴ Christopher Hodges, Stefan Vogenauer and Magdalena Tulibacka, “The Costs and Funding of Civil Litigation”より

²⁵ Civil Justice Council Consultation paper, “A Self Regulatory Code for Third Party Funding” (2010)より。

²⁶ 支援対象者が第三者訴訟費用支援者に支払う費用は、敗訴した相対当事者に転嫁することは認められていないため、自ら負担することになる。そのため、勝訴により獲得した金額が、第三者訴訟費用支援者に支払う額だけ減額されることになる点はデメリットである。しかし、訴訟も提起できず何も獲得できないことに比べれば、支援対象者にとってはメリットとなるとされている。

²⁷ 民事司法評議会は、同規範の改定案を含めた諮問文書を 2010 年 7 月に公表し、寄せられた意見の集約を行い、2011 年 6 月にその要約が公表されている。

Wales) においても、「第三者訴訟支援者は勝訴の可能性の高い請求 (meritorious claims) に資金支援する」と規定している (同規範案 1.2)。

本項では、第三者訴訟費用支援者の事案の選択の基準について、事案の種類、勝訴の見込み等および事案の規模の 3 つの観点から説明する。

(a) 対象となる事案の種類

破綻処理 (Insolvency case)、商事法廷 (Commercial Court) の対象となる事案および集団訴訟 (group action) 等は第三者訴訟費用支援者が積極的に支援を行う事案である。逆に、小規模事業上の事案 (Small business dispute)、建設関係事案 (Construction)、特許および知的財産権関係の事案 (Patent and Intellectual property case) ならびに名誉毀損 (Defamation) の事案は、金額の点 (後記 (c) 参照) または法的もしくは技術的な複雑さ等の故に支援には消極的であるとされている。差し止め請求など訴訟の目的が非金銭的な訴えは、基本的には支援の対象外となる。

なお、弁護士行為法典 (Solicitors' Code of Conduct 2007) 9.01 (4) で、弁護士は賠償額の一定割合を受け取る資金支援者と連携して、個人傷害および死亡事案に関与できないと規定されており、個人傷害および死亡事案は、弁護士行為法典上、第三者訴訟費用支援の対象外となっている。

(b) 勝訴の見込み等

第三者訴訟費用支援も事業であり、支援した訴訟の多くで支援対象者が勝訴し、その結果資金回収が可能となるよう、第三者訴訟費用支援者は勝訴の見込みの高い事案を厳選して支援する必要がある。第三者訴訟費用支援者の中には、勝訴の見込みを 70%以上としている事業者もあり、また事案を厳選する結果、支援申込のあった事案の 10%程度しか支援しない事業者もあるとのことである²⁸。

勝訴した事案からは、その事案の遂行のために要した諸費用に加え、敗訴した他の事案で第三者訴訟費用支援者が負担せざるを得ない諸費用等についても回収し、収支を合わせるため、理論的には全体として、図表 25 のような費用を回収することが必要となる。この結果、第三者訴訟費用支援者が回収する金額は、支援対象者が勝訴によって獲得した金額の 40%になる場合もあるとのことである。

図表 25 第三者訴訟費用支援者が、勝訴した事案から回収する必要がある諸費用等

| 項 目 | 説 明 |
|--|--|
| 勝訴した事案で敗訴者から回収できず、第三者訴訟費用支援者が負担せざるを得ない費用 | 通常は敗訴者が、勝訴者である支援対象者の訴訟費用を負担する。ただし、負担敗訴者に資力がなく、費用負担ができない場合等には、第三者訴訟費用支援者の負担となる可能性がある。 |

²⁸ 本項に記載している、「勝訴の見込み」および「支援する割合」は、2009年1月22日に開催された、ジャクソン控訴院判事主催の第三者訴訟費用支援者の会合における発言内容による。

| 項目 | 説明 |
|---------------------------------|--|
| 敗訴した事案で第三者訴訟費用支援者が負担しなければならない費用 | 支援対象者の敗訴により支援した諸費用は回収できず、第三者資金支援者の負担となる。支援対象者が勝訴者の諸費用を負担する場合は、その費用も第三者資金支援者の負担となる可能性がある。 |
| 合理的な利益 | 事業であり、一定の利益は当然である。 |

(出典：Civil Litigation Costs Review：Preliminary Report by Lord Justice Jackson (2009.5.8)

をもとに作成)

(c) 事案の規模

効率性の観点もあり第三者訴訟費用支援者は、一定規模以上の訴訟しか対象としない。引き受ける事案の最低訴訟金額は各第三者訴訟費用支援者によって異なるが、2009年1月にジャクソン控訴院判事が第三者訴訟費用支援者を対象とした会合では、最低訴訟金額が最も低い会社は15万ポンド²⁹、最も高い会社は2,500万ポンド²⁹という結果となっている。日本円で2,000万円～32.5億円であり、高い水準である。

c. 第三者訴訟費用支援の前提条件

第三者訴訟費用支援者協会の自主的行動規範案は、現在改定中である。この改定案によると、第三者訴訟費用支援者は、まず、文書により訴訟費用支援契約 (a written litigation funding agreement) を締結することが必要であるが (同規範案 3.1)、支援対象者に弁護士がついていない場合には、この訴訟費用支援契約を締結できないとしている (同規範案 3.2)。そして、その弁護士に対して第三者訴訟費用支援制度だけでなく、とり得るすべての資金支援の選択肢について支援対象者に対して助言する義務を課している (同規範案 6.3)。さらに、同弁護士に対して、訴訟費用支援契約の締結による支援対象者のメリットおよび義務、第三者訴訟費用支援者が支援対象者の勝訴の場合に配分を求める金額の基準、ならびに訴訟費用の見積りの詳細を支援対象者に説明すべきと定めている。第三者訴訟費用支援制度は支援対象者にとって不利となる点²⁹もあり、支援対象者を保護するためには、支援対象者がしっかりと説明を受けた上で、訴訟費用支援契約を締結することが必要である。そのため、支援対象者を代理する弁護士の存在を契約の前提条件とし、その弁護士に説明義務を課すことにより、支援対象者が制度を十分に理解して訴訟費用支援契約を締結することを確保しようとする趣旨と思われる。

(2) 第三者訴訟費用支援が訴訟当事者に及ぼす影響

本項では、第三者訴訟費用支援が実際に認められた場合の、支援対象者の相対当事者および支援対象者への影響をそれぞれ説明する。第三者訴訟費用支援制度の間接的な効

²⁹ その不利な点の一例として、注 26 の説明を参照願う。

果として、支援対象者の相対当事者に対して和解等を促す誘因となる可能性がある点は留意すべきと考える。

a. 支援対象者の相対当事者への影響

第三者訴訟費用支援が実際に認められたことにより、相対当事者は以下のように判断することから、相対当事者からの和解が促進されるといわれている。

- 請求者である支援対象者が訴訟遂行の財源を確保し、訴訟を最後までやり抜く（支援対象者が資金不足のために、最終結果に至る前に請求をあきらめるといふことは考えられなくなる）。
- 中立的立場の第三者訴訟費用支援者が請求を客観的に見て、支援対象者の勝訴の見込みが高いと判断した。

b. 支援対象者への影響

第三者訴訟費用支援者から訴訟費用の支援を得られることにより、資力のない当事者が資金のある相対当事者と同等の立場に立つことができるため、司法へのアクセスが促進される。

(3) 検討すべき課題

第三者訴訟費用支援制度は導入の歴史も浅く、実務の運営の中で発生した問題も含めて、今後論議し解決すべき課題が存在する。2009年12月のジャクソン改革提案書でも、「第三者訴訟費用支援者が支援を途中で撤回する場合には、合理的な根拠を必要とすべきではないか」および「第三者訴訟費用支援者の財務十分性要件が必要ではないか」等の問題点が指摘されている。その問題の所在、第三者訴訟費用支援者協会が検討している自主的行動規範案における対応策案および関係者から出された主な意見は図表26のとおりである。第三者訴訟費用支援者協会の自主的規範案では、支援対象者保護の立場に立った対応が検討されており、その最終的結論を待ちたい。

図表 26 ジャクソン改革提案書で提起された問題と自主的行動規範案における対応策案等

| | | |
|-----------|---|---|
| 問題点 | ・ 第三者訴訟費用支援者が支援を途中で撤回する場合、合理的な根拠を必要とすべきではないか。 | ・ 第三者訴訟費用支援者の財務十分性要件が必要ではないか |
| 問題の所在 | ・ 途中で支援を撤回されると支援対象者は訴訟を続行できなくなる。 | ・ 訴訟は数年かかるものがある。第三者訴訟費用支援者がその間に財政的に困難になった場合、支援が継続できなくなり、支援対象者も訴訟の続行ができなくなる。 |
| 自主的行動規範案に | ・ 撤回の合理的理由として、請求の成功の可能性を損なう進展、実質的な財産的回復の | 以下のような要件を規定し、第三者訴訟費用支援者が支援対象者に対する債務を履行で |

| | | |
|---------------------------|---|--|
| <p>おける 対応策</p> | <p>可能性に影響を及ぼす進展、および支援対象者による訴訟費用支援契約の重大な違反等をあげている。</p> | <p>きる資産を有することを裏付けしている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の貸借対照表において、資産総額が負債総額を超過していること ・現在の貸借対照表において、資産総額が負債総額以下になっていると確信する理由がないこと ・今後少なくとも 12 ヶ月間において、負債に対応する十分な現金等を保有することについての合理的な期待を有すること ・支援対象者の代理人の要請により、現在の年次財務諸表を開示すること（守秘義務あり） |
| <p>主な意見</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・支援撤回の明確な規定が必要。 ・自主規範の基準には、支援対象者の保護のための最低限の規定を含み、また、訴訟費用支援契約により、第三者訴訟費用支援者に対して、支援撤回の広い権利を留保すべきでない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自主規範は支援対象者の保護のため、より厳格な財務十分性基準を含む必要がある。 |

(出典：Rupert Jackson, “Review of Civil Litigation Costs : Final Report” (2009.12.21), Civil Justice Council Consultation paper, “A Self Regulatory Code for Third Party Funding” (2010) および同左“Summary of Responses regarding consultation” (2011.6) をもとに作成

(4) わが国における本制度のあり方

わが国の現行制度でも、訴訟を遂行するための費用を金融事業者が融資することは、法的に可能である。ただし、融資という観点で規制されているだけであり、訴訟費用という観点での法的な手立ては講じられていないため、訴訟費用融資者にとり使い勝手のよい内容とはなっていない。

本項では、欧米で普及しはじめてきた第三者訴訟費用支援制度に類似した制度を、わが国に導入する場合に、現行の法制度において生じる問題点を取り上げ説明する。具体的には、「訴訟費用融資者が行える支援の範囲」および「利息制限法の上限金利の問題」の 2 点である。第三者訴訟費用支援は欧米においてもまだ揺籃期にある制度であり、検討する課題もある。わが国で同様の制度導入を検討する場合には、欧米における同制度の今後の展開および成熟状況を踏まえて、慎重に対応することが必要である。

a. 訴訟費用融資者が行える支援の範囲

弁護士資格を有しない者が、業として第三者の訴訟の弁護をすることは弁護士法 72 条で禁止されているが、弁護士資格のない第三者が訴訟費用を融資することは弁護士法では特に禁止されていない。しかし、訴訟費用融資者が訴訟費用の融資だけでなく、訴訟代理人の選定等にまで関与することは弁護士法 72 条に抵触する恐れがある。訴訟費用融資者は、被融資者に勝訴してもらう必要があり、そのため、その事案に対して専門性が高く経験が豊富な弁護士に委任することを望む。しかし、訴訟費用融資者

が弁護士選定にまで関わると、弁護士法 72 条で禁止されている「周旋」³⁰という行為に該当することになる。しかしながら、訴訟費用融資者と被融資者は勝訴の獲得という点では利害は一致しており、訴訟費用融資者の有する専門性と経験およびノウハウを有する弁護士網³¹を利用することも重要な観点である。

一方で前記 (1) c. で説明したとおり、イギリスにおける第三者訴訟費用支援者協会の自主的行動規範案では、被融資者があらかじめ自分で弁護士を選定することを前提条件としている。専門家である弁護士を被融資者の代理とすることで、被融資者は制度および契約内容につき十分な説明を受け、正確に理解することが可能となる。制度および契約内容の複雑さ等を踏まえ、被融資者を保護するこのような手立ては有効であると考えられる。しかしながら訴訟および法律の専門性および経験が少ない被融資者が、当該事案に相応しい弁護士を見つけることも現実問題として難しいと思われる。

わが国で欧米と類似の制度を導入する場合には、被融資者の弁護士選定の自由および実効性、専門性の高い弁護士の選定ならびに被融資者の保護という前記の観点について検討を行い、訴訟費用融資者および被融資者双方にメリットのある制度とする必要があると考える。

b. 利息制限法の上限金利の問題

現行制度では、訴訟費用の融資も通常の融資の一形態であり、利息制限法の上限金利に従う必要がある。利息制限法の上限金利は元本の額が 10 万円未満で年 20%、10 万円以上 100 万円未満で年 18%、そして、100 万円以上で年 15%と定められている。

わが国で第三者訴訟費用支援制度と類似の制度を導入する場合、イギリスの制度と同様に、勝訴した際に被融資者から返済を受ける金額は、訴訟費用融資者が他に融資した事案で敗訴した場合に、返済を請求できない金額を含めた水準である必要がある（前記 (1) b. (b) 参照）。しかし、勝訴した場合に被融資者から返済を受ける金額は、現行制度では利息として位置づけざるを得ず、利息制限法の上限金利の遵守が必要となるが、その上限金利では、前記の水準を確保することは難しくなる。例として、すべての訴訟が同額（100 万円以上）の費用がかかり、訴訟に要した期間（融資した期間）が全件 1 年と仮定した場合を説明する。利息制限法の上限金利である 15%で訴訟費用融資者が収支均等を確保するためには、融資した 115 回の訴訟で 100 回勝訴する必要がある、勝訴の確率は理論的には約 87%となる。さらに諸経費および一定の利益

³⁰ 弁護士法 72 条では、「弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で訴訟事件・・・その他一般の法律事件に関して、鑑定、代理・・・和解その他の法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることができない」と規定し、非弁護士が、業として弁護士を周旋することを禁止している。なお、「周旋」とは、依頼を受けて、訴訟事件等の当事者と鑑定、代理、仲裁、和解等をなす者との間に介在し、両者間における委任関係その他の関係成立のための便宜を図り、その成立を容易ならしめる行為をいう」とされている（名古屋高金沢支判昭和 34.2.19）（日本弁護士連合会『条解弁護士法』（弘文堂、2007.5））

³¹ 制度導入当初は別として、融資の実績を積み重ねることにより、訴訟費用融資者は、ノウハウ・経験を積み上げ、専門性の高い弁護士網を構築するという前提である。

を加味すれば、勝訴の確率は90%を超えなければならないが、この数字は現実的ではない。わが国において同様の制度を導入する場合には、利息という立て方ではなく、イギリスと同様に勝訴して獲得した金額等の一定割合の配分を受ける形として、利息制限法の対象外とするような法的な手当も必要と考える。

6. おわりに

国民の司法へのアクセスを容易にするため、様々な制度が導入されている。イギリスでは、国による民事司法支援、ならびに民間による支援制度として、条件付成功報酬制度、訴訟費用保険および第三者訴訟費用支援制度等が存在する。本稿においては、その中で、イギリスにおける民事司法支援制度および新しい動きである第三者訴訟費用支援制度について説明し、わが国の民事法律扶助制度の現状に触れつつ、イギリスの制度を踏まえたわが国の民事法律扶助制度のあり方等について説明してきた。

民事司法支援（民事法律扶助）は、誰もが平等に司法へアクセスするために必要な制度であるが、資金の源泉が税金であることをから、コスト意識を持ち業務運営を行うことも必要である。そのためには、勝訴の見込みが高く、真に支援が必要な人に支援の対象を絞ることも必要と考えるが、一方で対象を絞ることは、判断基準の設定および運営も含めて難しい点も多く、支援の対象か否かで争いになり、そのためにさらに時間および費用がかかることは避けなければならない。このような観点も考えると、法テラスによる現行の民事法律扶助制度は概ね妥当と考えるが、援助対象者の相対当事者の異議申立制度については前記 4.(3) で私案を説明している。

また、援助した資金の償還は、次に援助が必要な人への原資となっていくことから、援助することと同様に重要な点である。法テラスにおいても、償還に向けた種々の取組および工夫を行っており、その成果を期待して見守りたい。

イギリスにおける第三者訴訟費用支援制度のような訴訟費用融資制度は、まだ、わが国において導入する土壌はできていないと思われる。2点だけ問題提起を行ったが、欧米における今後の展開および成熟状況を見守ることとしたい。

なお、「1. はじめに」で説明したように、司法制度改革推進計画における「裁判所へのアクセスの拡充」の中には、「民事法律扶助の拡充」、「被害救済の実効化」、「裁判所の利便性の向上」および「利用者の費用負担軽減」等の項目があり、本稿では、その中で民事法律扶助の拡充を中心に説明してきた。損保総研レポート 89号および92号³²では、司法制度改革推進計画における被害救済の実効化（少額多数被害への対応策）として、消費者団体訴訟制度、ならびに利用者の費用負担軽減として、弁護士報酬の敗訴者負担制度およびイギリスにおける制度を踏まえた、わが国の民事訴訟費用ルールと訴訟費用保険について説明を行っており、併せご一読いただければ幸いである。

³² 秋葉勝敏「消費者保護とその実効性を担保するための諸制度について」損害保険事業総合研究所 損保総研レポート第89号（2009.9）および同上第92号「訴訟費用制度と損害保険—イギリスの訴訟制度改革

<参考資料>

- ・ 閣議決定 「司法制度改革推進計画」(2002.3.19)
- ・ 司法制度改革審議会 「司法制度改革審議会意見書ー21世紀の日本を支える司法制度ー」(2001.6.12)
- ・ 日本司法支援センター 「業務実績報告書(平成19年度、平成20年度、平成21年度)」
- ・ 日本司法支援センター 「業務方法書」
- ・ 日本司法支援センター 「評価委員会による業務実績評価 第1期中期目標期間(平成18~21年度)」
- ・ 日本司法支援センター 「平成23年度 日本司法支援センター年度計画」
- ・ 日本司法支援センター 「民事法律扶助のしおり」
- ・ 日本弁護士連合会 「司法制度改革審議会意見書10周年に当たっての会長談話」(2011.6.8)
- ・ 日本弁護士連合会 『条解弁護士法』(弘文堂、2007.5)
- ・ 日本弁護士連合会 「当面の法曹人口のあり方に関する提言」(2009.3.18)
- ・ 民事法律扶助研究会 『民事法律扶助活用マニュアル』現代人文社(2010.1)
- ・ 我妻学 「民事法律扶助の意義と機能」(『民事司法の法理と政策』)商事法務(2008.8)
- ・ 渡辺武文 『注釈民事訴訟法(2)』有斐閣(1992.5)
- ・ Access to Justice Act 1999
- ・ Civil Justice Council Consultation Paper, “A Self Regulatory Code for Third Party Funding”(2010)
- ・ Civil Justice Council, “Improved Access to Justice – Funding Option & Proportionate Costs”(2007.6)
- ・ Civil Justice Council, “Self Regulatory Code of Third Party Funding June 2011 – Summary of Responses regarding consultation”(2011.6)
- ・ Community Legal Advice, “A Step-by-Step Guide to Legal Aid”
- ・ Community Legal Service, “Keycard No 47 – Issued April 2011”
- ・ Cristopher Hodges, Stefan Vogenauer and Magdalena Tulibacka, “The Costs and Funding of Civil Litigation”
- ・ European Judicial Systems Edition 2006, “European Commission for the Efficiency of Justice”
- ・ Legal Services Commission, “Annual Report and Accounts 2007/8, 2008/09, and 2009/10”
- ・ Legal Services Commission, “Paying For Your Legal Aid”
- ・ Legal Services Commission, “Representations”
- ・ Legal Services Commission, “Statistical information 2009/10”
- ・ Legal Services Commission, “The Community Legal Service (Costs) Regulations 2000”
- ・ Legal Services Commission, “The Community Legal Service (Financial) Regulations 2000”
- ・ Legal Services Commission, “The Funding Code(Criteria, Procedures and Guidance)”
- ・ Legal Services Commission, “Volume 2E (Financial Eligibility) of LSC Manual”
- ・ Ministry of Justice, “Proposals for the Reform of Legal Aid in England and Wales”(Consultation Paper CP 12/10)

草案を踏まえー」(2010.6)を参照願う。

- ・ Roger Bowlles and Amanda Perry (University of York) , “International comparison of public funded legal services and justice systems” (2009.10)
- ・ Rupert Jackson, “Review of Civil Litigation Costs : Final Report” (2009.12.21)
- ・ Rupert Jackson, “Review of Civil Litigation Costs : Preliminary Report” (2009.5.8)
- ・ Sir Ian Magee CB, “Review of Legal Aid Delivery and Governance”
- ・ Solicitors Regulation Authority, “Solicitors’ Code of Conduct 2007”

<参考サイト>

- ・ 英国司法委員会ウェブサイト www.legalservices.gov.uk/
- ・ 英国法務省ウェブサイト www.justice.gov.uk/
- ・ 英国民事司法評議会ウェブサイト www.civiljusticecouncil.gov.uk/
- ・ 司法改革審議会ウェブサイト www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/
- ・ 司法改革推進本部ウェブサイト www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/
- ・ 日本司法支援センターウェブサイト www.houterasu.or.jp/
- ・ 日本弁護士連合会ウェブサイト www.nichibenren.or.jp/